

学ぶ 拓く 北の大地

- 第2次北海道生涯学習推進基本構想 -

北海道生涯学習推進本部

構想の策定にあたって

今日、住み慣れた地域の中で、健康で安心して生きがいをもって暮らすことができるよう、地域に強い誇りと愛着を持って、様々な地域活動に積極的に参加し、安らぎと個性ある地域づくりを進めることが求められています。

この度策定いたしました「第2次北海道生涯学習推進基本構想」は、「学ぶ 拓く 北の大地」を合い言葉に、道民一人ひとりが生涯学習の成果を活かし、個性あふれる地域づくりに参画し、北海道全体を自信と活力に満ちた大地として再生させ、「住んでいることを誇りに思える、夢のある北海道」の創造を進めようというものです。

今後、この基本構想に基づき、具体的な施策、事業の展開を全庁をあげて努めてまいります。

道民の皆様におかれましても、それぞれの立場から、北海道らしい生涯学習社会の実現に向けて御協力くださいますようお願い致します。

最後になりますが、この基本構想の策定に当たり、貴重な御意見を賜りました「北海道生涯学習審議会」の委員の皆様をはじめ多くの方々に心からお礼申し上げます。

平成17年2月

北海道生涯学習推進本部長

北海道知事 高橋 はるみ

Contents

構想の策定にあたって

はじめに1

- 1 策定の趣旨1
- 2 構想の性格1
- 3 構想の構成2

総論 1 生涯学習の意義3

- 1 生涯学習とは3
- 2 生涯学習が必要とされる社会的背景3

総論 2 生涯学習社会の進展4

- 1 21世紀の時代潮流4
 - (1) グローバル化の進展とアイデンティティの確立4
 - (2) 科学技術・高度情報化の進展と「知識社会」化4
 - (3) 持続可能な社会の構築4
 - (4) 少子高齢化社会の進行と家庭・地域の変容5
 - (5) 意識の変容と市民活動の台頭5
- 2 生涯学習社会の進展6
 - (1) 北海道の特性と可能性6
 - (2) 北海道らしい生涯学習社会の構築7
- 3 取組の基本的考え方7
 - (1) 明日の北海道を支える人づくり7
 - (2) 北の大地における地域づくり8
 - (3) 生涯学習における北海道スタンダードの構築8

各論 北海道らしい生涯学習社会の実現へ向けての基本的方策9

- 1 明日の北海道を支える人づくり9
 - (1) 家庭教育の充実9
 - 家庭の教育力の向上9
 - 支援体制の充実9

(2) 学校教育の充実	9
豊かな心を育てる教育の推進	10
開かれた学校づくりの推進	10
特色ある学校づくりの推進	10
教育資源の効果的活用	11
(3) 社会教育の充実	11
青少年教育の充実	11
成人教育の充実	11
高齢者教育の充実	12
体験活動の推進	12
地域の教育力の活性化	12
(4) 職業教育及び職業能力の向上	12
職業教育の推進	13
職業能力の向上	13

2 北の大地における地域づくり

(1) 健康づくり、スポーツ活動の推進	14
総合的な健康づくりの推進	14
多様な生涯スポーツの推進	14
(2) 文化活動の推進	15
文化活動の充実	15
文化財の保存、活用、継承	15
企業の文化活動への参画	16
(3) 現代的課題に関する学習活動の推進	16
国際化に対応した学習活動の推進	16
情報化に対応した学習活動の推進	17
環境に関する学習活動の推進	17
男女平等参画に関する学習活動の推進	17
消費生活に関する学習活動の推進	17
安全に関する学習活動の推進	18
人権・福祉に関する学習活動の推進	18
社会の変化に対応した学習活動の推進	18
(4) N P O ・ ボランティア活動の充実	18
N P O ・ ボランティア活動の推進	19
N P O ・ ボランティア活動のための条件整備	19
(5) 生涯学習による地域づくりの推進	19
地域コミュニティの充実	20

3 生涯学習における北海道スタンダードの構築	21
(1) 学習情報の提供及び学習相談体制の整備・充実	21
多様な学習情報の提供	21
学習相談の充実	21
学習情報のデータベース化、ネットワーク化	21
(2) 指導者（学習支援者）の養成・活用	22
指導者（学習支援者）の養成・確保	22
民間指導者の養成・活用	22
(3) 生涯学習関連施設の整備・充実とネットワーク化	22
施設の整備・充実	23
ネットワークの構築	23
(4) 学習成果の評価と活用	24
評価制度の確立	24
活用の場の開発	24
(5) 団体活動と民間教育事業の振興	24
団体活動の振興	24
民間教育事業の振興	24
(6) 生涯学習を総合的に推進する拠点の整備・充実	25

構想の実現のために 26

1 道の役割	26
2 市町村の役割	26
3 民間への期待	27
4 道民の取組	27

おわりに 29

資料編 31

1 北海道の生涯学習推進体制等のあゆみ	32
2 北海道における生涯学習推進体制	33
3 北海道生涯学習推進本部設置規定（訓令）	34
北海道生涯学習推進本部組織	35
4 北海道生涯学習審議会条例	36
北海道生涯学習審議会委員名簿	37
5 市町村における生涯学習推進体制の整備状況の推移	38

はじめに

1 策定の趣旨

北海道では、平成2年に知事を本部長とする北海道生涯学習推進本部を設置し、その後平成5年には、21世紀を展望した北海道の生涯学習推進の基本的な考え方を示した「北海道生涯学習推進基本構想」を策定し、これに沿って道全体で生涯学習の推進に努めてきました。

この間、道民の生涯学習に対する理解や興味・関心の高まりを受け、平成13年には北海道立生涯学習推進センターを設置するとともに、ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ^{*1}（道民カレッジ）を開講しました。また、市町村においては、生涯学習推進構想・計画の策定率が8割を超えるなど、本道の生涯学習は大きく進展しています。

21世紀を迎えた現在、高度情報化の進展など生涯学習を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、道民の学習要求も多様化・高度化しています。

このような中、第6期北海道生涯学習審議会は、「生涯学習社会の実現に向けた今後の推進方策について（答申）」^{*2}の中で、NPO^{*3}・ボランティアと生涯学習、ITと生涯学習、学習成果の評価と活用などの新たな課題について提言しています。

北海道における生涯学習の総合的な振興を図るためには、これからの時代にふさわしい新しい生涯学習推進施策の指針が必要となっています。

この第2次基本構想は、これまでの成果とこれからの時代潮流を踏まえ、21世紀における北海道らしい生涯学習社会の進展に向けた基本的な考え方を示すものであり、今後の具体的な施策や事業の展開にあたっての基本的理念となるものです。

2 構想の性格

この構想は、今後概ね10年間の北海道の生涯学習推進施策の指針であるとともに、道民、市町村、教育機関、関係団体、民間教育事業者などに対して生涯学習の推進に積極的な参画と協力を求めていくためのものです。

*1ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ（道民カレッジ）

「学びたいという意味」のある道民を対象とする生涯学習の支援システム。

*2「生涯学習社会の実現に向けた今後の推進方策について（答申）」

北海道教育委員会から諮問を受けた第6期北海道生涯学習審議会在が、平成15年9月18日に答申。

*3NPO（Non-Profit Organization）

NPOは民間非営利団体の総称であり、法人格の有無は問わず、営利を目的にせず、まちづくりや子どもの健全育成等に関する活動を行うボランティア団体やコミュニティ団体などが含まれる。

3 構想の構成

この構想は、「総論」及び「各論」と「構想の実現のために」で構成しています。

- (1)「総論」では、生涯学習の意義と生涯学習社会の進展、取組の基本的な考え方について述べています。
- (2)「各論」では、「明日の北海道を支える人づくり」、「北の大地における地域づくり」、「生涯学習における北海道スタンダード^{*4}の構築」という視点から、施策や事業の展開方向について明らかにしています。
- (3)「構想の実現のために」では、道の役割、市町村の役割、民間への期待、道民の取組について述べています。

*4北海道スタンダード

これまでの全国一律、あるいは中央中心の画一的な物差しではなく、北海道の特性を踏まえた自らの価値基準、尺度を基にした、自主・自律の北海道ならではのくらしや産業などの有り様やそれを支える仕組み、ルール、運動など。

総論 1 生涯学習の意義

1 生涯学習とは

「生涯学習」とは、一人一人が、自分の人生を楽しく豊かにするために、生涯のいろいろな時期に、自由な意思に基づき、自分に適した手段・方法によって、生涯にわたって行う学習活動です。

生涯学習には、個人で行う学習活動のほか、学校教育や社会教育の中での意図的・組織的な学習活動をも含み、更にスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動なども含まれます。

学習活動の場も、幼稚園、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校や大学などの高等教育機関、生涯学習センター、公民館、図書館、博物館、文化施設、スポーツ施設、カルチャーセンター、企業・事業所など多岐にわたっています。

豊かで活力ある社会を築いていくためには、「人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会を構築することが重要です。

2 生涯学習が必要とされる社会的背景

生涯学習社会の構築が必要となってきた社会的背景として、次のような点が指摘されています。

社会・経済の変化へ対応するための学習の必要性

科学技術の高度化、情報化・国際化、産業構造の変化など、社会や経済の変化に伴い、人々が絶えず新しい知識・技術を習得することが必要になっています。

社会の成熟化に伴う学習需要の増大

自由時間の増大や高齢化などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大しています。

学歴社会の弊害の是正

学歴社会の弊害を是正するため、形式的な学歴によらずに、生涯の各時期の学習の成果が適切に評価される社会を目指すことが求められています。

社会の変化に対応しながら、道民一人一人が生きがいを持ち、充実した生活を営むため、生涯を通じて絶えず新たな知識や技能を習得し、自己を豊かなものとしていくことが重要となってきています。また、今後は人々の生涯にわたる学習が、地域社会における連帯や新しい絆を形成し、地域社会の活性化や発展に寄与し、「地域づくり」、「人づくり」につながる大きな可能性を秘めていると言えます。

このため、生涯学習の観点から社会の様々な教育機能を総合的に整備し、生涯学習社会の実現を目指していく必要があります。

総論 2 生涯学習社会の進展

1 21世紀の時代潮流

(1) グローバル化の進展とアイデンティティの確立

交通手段、情報通信技術の発展や規制緩和の推進などにより、経済をはじめとする人間の諸活動が短時間で国境を越え、地球規模でひろがりを見せる、いわゆるグローバル化は、今後もその潮流を一層強めていくものと考えられます。

グローバル化が進展していく中で、民族、宗教、文化の違いに根ざした様々な問題が顕在化している今日、国家間の友好関係を強化し、信頼を醸成していく国際協調の必要性も増大しています。このため、民族、宗教、文化の多様性を再認識し、異なる歴史や文化、習慣、価値観などについて理解を深めるとともに、尊重する精神を涵養し、地域社会の中で他国の人々と共生していくことの重要性が高まっています。このことは同時に、自らのアイデンティティをいかにしっかり持つかという課題でもあるため、我が国の歴史や文化・伝統を踏まえ、進んで国際社会において活躍し、信頼関係を築くことができるような人材を育成することが重要となっています。

(2) 科学技術・高度情報化の進展と「知識社会」化

科学技術の進歩は、人々に生活の便利さや豊かさをもたらし、産業や社会の発展の原動力となっています。また、21世紀に入り、情報通信技術が一層の発展と高度化を遂げ、インターネットなどの高度情報通信ネットワークにより、誰もが多様な知識や情報を瞬時に入手し、発信し、交換することが可能となってきています。

このように、様々な情報や知識が誰にとっても身近なものになっていくと同時に、高い付加価値性を帯びた知的サービスが社会において果たす役割の重要性が高まり、「知識社会^{*1}」化が一層進行すると考えられます。このような「知識社会」化は、科学技術の急速な進展や社会のグローバル化の進展とあいまって、私たちを取り巻く環境をめまぐるしく変化させていくことが予想されます。「知識社会」においては、まず、一人一人が基礎・基本をしっかりとし身につけることが何よりも重要であり、単なる学歴ではない、学習により実際に身につけた能力が従前にも増して重視されます。しかし、いかなる知識や技能も陳腐化を免れないことから、絶えず知識や技術を新たにしながら問題を把握し、解決することのできる人材が求められます。

(3) 持続可能な社会の構築

高度に産業化された人間の諸活動は、地球環境にも影響を与えるほど大規模なものとなりました。資源の有限性や環境の制約性に対する国際社会の認識も高まる中、地球環境の変化がもたらす人類規模の課題が深刻となり、私たち自らの人間活動の在り方を見直すことを避けては通れない時代となりました。

*1知識社会

専門性の高い多様な知識や情報が社会を動かす原動力となる社会。

私たちが暮らす北海道は、地球環境という大きな系の一部であること、また人も地球の生態系の一部であることを認識し、持続可能な社会の構築に向けて「グローバル・コモンズ」すなわち「人類の共有の財産としての地球」の考え方に立って地球環境を保全していくことが求められています。

「環境の世紀」と言われる21世紀においては、環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受できるよう環境問題について一人一人の関心を高め、活力ある持続可能な社会の構築に向けた具体的な行動に踏み出すことが望まれます。

(4) 少子高齢化社会の進行と家庭・地域の変容

未婚・晩婚化、子どもを産み育てることに対する意識の変化、子どもを産み育てにくい様々な社会的・経済的条件などを背景に少子化が進行するとともに、高齢化も、世界に例を見ない速度で進み、世界のどの国においてもこれまで経験したことのない本格的な高齢社会が到来するものと見込まれています。今後とも、我が国の人口構造は急速に少子高齢化の度合いを強めつつ、総人口は極めて近い将来に減少期に転じると予想されています。

少子化とともに、親のライフスタイルや職業生活の多様化が進む中で、過保護、過干渉や親子のふれあいの欠如などといった家庭教育の機能低下が顕在化しています。

また、地域においても、人間関係の希薄化が進行する中で、子どもたちは友だちや異年齢集団の中での豊かな遊びや切磋琢磨の機会が減少し、大人も他人の子どもに積極的に関わろうとしないといった地域の教育機能の低下が一層深刻化すると考えられます。

(5) 意識の変容と市民活動の台頭

教育の原点である家庭や地域の教育機能の衰退ともあいまって、社会への帰属意識が希薄化し、社会の責任ある構成員であるべき個人が社会に背を向け、基本的なモラルや社会規範を軽視したり、自らの殻の中に閉じこもるなどといった憂慮すべき意識の変容も見られます。しかし、一方ではより成熟した社会へ移行していく中で、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求めようとする意識も高くなっています。

特に近年、個人や団体が地域社会で行うボランティア活動などのように、互いに支え合う互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず社会的課題の解決に貢献する、従来の「官」と「民」という二分法ではとらえきれない市民活動が一層広がりを見せることが予想されています。

2 生涯学習社会の進展

(1) 北海道の特性と可能性

北海道は日本の国土の約22%を占める広大な面積を有しています。また、温帯から亜寒帯への移行帯に位置し、四季の変化に富んだ北方型の気候風土、雄大な景観、特有の植生や動物相など、特色ある豊かな自然的特性を持っています。

この北海道には古くから人々が住んでおり、中国東北部やアムール川流域など大陸との交流の歴史があり、豊かな自然の中で生まれ継承されてきたアイヌ民族の文化があります。その後、本州各地域の生活文化が移入されると、西欧の文化や技術を受容し、自然と人間との共生、調和を基調とする多様性に富んだ独自の「開かれた新しい文化」を形成しました。

明治期以降の北海道の開拓にあたった人たちは、新しい大地で力を合わせ、過酷な自然と闘いながら生活の礎を築いてきました。こうした先人の労苦は、開放的な気風、自立と協同の精神風土といった道民性を根付かせています。

このことは、「北海道遺産構想²」のような「担い手」の市民が中心となり道民全体の宝物を地域で守り、育て、活用していく官主導ではない活動や、多様な分野で活躍するNPO法人の認証数が全国的にも高く、自立と協働³による活発な市民活動が展開され、協働型社会⁴づくりが進められていることなどに見ることができます。

また、北海道には、雄大な自然と広大な土地から育まれた第一次産業とその製品の加工技術、観光・レジャー産業関連の様々なサービス産業、優れた寒冷地技術など、産業発展の核となりうる豊かな潜在能力があります。更に、他の地域に比べ優位性のある雄大な自然や明瞭な四季、新鮮でおいしい農水産物などの良好なイメージ、風土と歴史に培われた独自の技術やノウハウの蓄積などがあります。

しかし一方では、広大な地域に人口が分散していることから、少子・高齢化や過疎化の進行が地域社会にも大きな影響を与えているとともに、地域経済の低迷や雇用情勢の悪化、危機的な地方財政など大変厳しい状況に直面しています。

こうした現状から目を背けることなく、更には道州制や市町村合併などの課題とも向き合いながら、道民一人一人が郷土に誇りと愛着を持ち、北海道の持つ地域特性や可能性を最大限に生かし、北海道らしさを大切にしたい生涯学習社会を実現していくことが求められています。

*2北海道遺産構想

次の世代に引き継ぎたい北海道ならではの宝物として豊かな自然や人々の歴史・文化等有形無形の財産の中から独自の視点と道民参加により選定し、保全・活用を通じて新しい魅力を持った北海道を創造していく道民運動。

*3協働

市民と行政が、相互の理解と信頼の下に、目的を共有し、連携・協力することによって、地域の公共的な課題の解決にあたらうとする考え方。

*4協働型社会

市民が地域を運営する力、すなわち市民力をつけて、行政・企業・市民が、ともに良い地域社会を生み出していくこと。

(2) 北海道らしい生涯学習社会の構築

北海道においては、道、市町村、教育機関、関係団体、民間教育事業者⁵などが密接に連携・協力して多様な学習機会を提供し、すべての道民が、生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して楽しく学ぶことができ、その成果が適切に評価され、かつ成果を生かして社会の中で自己実現を図ることができる生涯学習社会の構築を目指してきました。

しかし、地域経済をはじめ様々な面で厳しい状況下にある今日の北海道においては、前構想の「生きがいとゆとりのある充実した生活」といった目指すべき姿を受け継ぎながらも、学習成果を活用し、各人が社会の形成に主体的に参画し、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、目指すべき生涯学習社会の姿と考えます。

郷土に誇りと愛着を持ちながら、いきいきと働き、安心して暮らすことができる個性あふれる地域社会を築き、北海道全体を自信と活力に満ちた大地として再生させるとともに、住んでいることを誇りに思える夢のある北海道の創造を図るには、道民一人一人の生涯学習が大きな原動力となるものです。

3 取組の基本的考え方

北海道らしい生涯学習社会の実現を図るためには、個人の自発的な学習活動を尊ぶ社会機運の醸成など、生涯学習を支援する社会的諸条件の整備を進めるとともに、地域の特性を生かしながら、道や市町村、関係機関・団体などが一体となって取り組んでいくことが求められています。

(1) 明日の北海道を支える人づくり

すべての道民が、生涯の各時期に応じて、必要となる課題などに対して、学習の場や機会が幅広く用意され、選択して学習できることが大切です。

このため、すべての教育の出発点である家庭教育や、生涯にわたる学習の必要性を理解し学ぶ意思や方法を培い、次代を担う心豊かな青少年を育成する学校教育の充実を図ることが必要です。

更に、青少年・成人・高齢者などを対象に広く地域社会で行われる社会教育は、体験活動の推進や学校・家庭・地域が一体となった取組による地域の教育力の活性化など、果たすべき役割の高まりとともにその充実を図ることが求められています。

また、全国的にも極めて厳しい状況にある北海道の経済・雇用情勢を考えると、職業教育・職業能力の向上・アントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成などは、これからの北海道を支える人材を育成する上での根幹を為すものと言えます。

各ライフステージ⁶に応じた多様な学習機会や学習の場の確保・充実により、地域資源を活用して新しい産業の芽を育て、北海道の潜在能力を十分に発揮しながら資源の創造的活用を図るチャレ

*5民間教育事業者

住民を対象とする学級・講座等を開講するカルチャーセンター、外国語学校、スイミングクラブ、フィットネスクラブや社会通信教育事業者等、教育事業を主たる目的とする事業者の意味で用いられる場合が多い。

*6ライフステージ

人の生涯にわたる年齢的特徴によってとらえた各時期（幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期など）のこと。

ンジ精神旺盛な人材の育成など、明日の北海道を支える人づくりを進める必要があります。

(2) 北の大地における地域づくり

一人一人が生涯学習を通して、自己の充実を目指し、積極的な人生を築いていくことは、ひいては社会全体の持続的な発展をもたらすことでもあります。

道民の学習意欲に対応した適切な学習機会を提供し、多様な学習活動を支援していくことは、同じ目的や興味・関心による結びつきを深め、これまでの「地縁」、「血縁」とは異なる「学習縁」⁷による広域的な地域づくりにつながります。

また、今日の科学技術の高度化、情報化・国際化、産業構造の変化など、社会・経済の変化に伴い、人々が社会生活を営む上で、理解し、体得しておくことが望まれる現代的課題も増大しており、絶えず新しい知識・技術を習得することが必要になっています。

こうした課題についての学習活動は、道民の地域課題に対する関心を高め、さらにはNPO・ボランティア団体などによる市民活動の活発化や、コミュニティ・ビジネス⁸の創出などにつながることを期待されます。

地域において住民が力を合わせ主体的に行動する力を育み、個性と活力に満ちた地域社会をつくり出していくことが大切です。

(3) 生涯学習における北海道スタンダードの構築

北海道らしい生涯学習社会を実現するためには、学習環境を総合的に整備していくことが重要です。このため、学習プログラムの開発と道民への学習情報の提供や相談活動の充実、各種指導者の育成、生涯学習関連施設の整備、多様な学習成果の評価と活用場の確保を図るとともに生涯学習推進センターをはじめとする生涯学習を総合的に推進するための拠点施設の充実が必要です。

併せて、道、市町村、関係機関・団体などが、それぞれの役割や連携方策を協議しながら、生涯学習の推進体制を整備していくことが必要です。

また、ITを活用した遠隔学習⁹による生涯学習の支援など、他に類を見ない広大な面積を有する北海道独自の生涯学習システムすなわち「生涯学習における北海道スタンダード」の構築を進める必要があります。

*7学習縁

社会集団を成立させる要件であり、家族のような血すじのつながりが「血縁」、一定の地域に住むつながりが「地縁」、特定の目的や共通の興味・関心・利害関係等のつながりが「社縁」。「学習縁」は、「社縁」の一種で学習を核とした結びつきであり、「学縁」とも呼ばれる。

*8コミュニティ・ビジネス

地域住民が主体となって、地域課題の解決を目指し、地域の資源を活用して行う小規模ビジネス。

*9遠隔学習

遠隔学習（＝ディスタンス・ラーニング）学習者と講師や教育機関が離れている学習形態の全体を意味するもので、通信教育や、放送を利用した学習も、その中に含まれる。これらの中でインターネットを利用した遠隔学習を狭義の意味で、「eラーニング」と呼ぶことがある。

各論 北海道らしい生涯学習社会の実現へ向けての基本的方策

1 明日の北海道を支える人づくり

(1) 家庭教育の充実

家庭教育とは、親やこれに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点です。家庭は常に子どもの心の拠り所であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。更に、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

近年の都市化や核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家庭を取り巻く状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童相談所における児童虐待¹相談処理件数が急増するなど、児童虐待問題も深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、子育ては未来を支える人材を育てるものであり、親はもちろんのこと、企業など職場の関係者、行政関係者、地域の人々を含め一人一人が、それぞれの立場で子育てに関心を持ち、行動していくことが求められています。

家庭の教育力の向上

子育て中の親に対して、子どもの成長に応じたしつけや接し方などの家庭教育についての学習機会や、子育ての不安や悩みに対する相談体制の充実を図ることが必要です。

支援体制の充実

社会全体で子育てを支えていく道民意識の醸成を図るとともに、「子育てサポーター²」や「家庭教育アドバイザー³」を市町村に配置したり、様々な子育て支援交流事業を実施するなど地域における子育て支援のネットワークづくりを進めていくことが必要です。

(2) 学校教育の充実

学校教育の基本的な役割は、発達段階に応じて知・徳・体の調和のとれた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与することと言えます。とりわけ、基礎・基本を確実に習得し、確かな

*1児童虐待

親や親にかわる養育者が子どもに対して行う身体的暴行・性的虐待・ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）・心理的虐待。

*2子育てサポーター

子育ての経験者等が子育てやしつけについて、気軽に相談に乗ったり、きめ細やかなアドバイスなどを行う。

*3家庭教育アドバイザー

児童虐待などの深刻な不安や悩みに対して、臨床心理士などが専門性を生かしてアドバイスなどを行う。

学力⁴の定着を図り、生涯にわたる学習の基盤をつくることや、同世代の仲間との集団生活を通じて、人間性や社会性など豊かな心と健やかな体を育成すること、更には、一人一人の長所を見出し、その個性・能力の伸長を図っていくことなどは、今後の社会においても普遍的な学校教育の役割と考えられます。また近年は、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒に対する特別支援教育⁵を推進することが、重要なこととなっています。

今後こうした役割を果たすためには、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える教員の資質能力の向上を図る取組や、学校教育と社会教育の要素を重ね合わせながら一体となって子どもたちの教育に取り組んでいく学社融合の推進を一層強化することが大切です。

また、学校は、児童生徒の学習・生活の場のみならず、地域住民にとって身近な施設として、地域の人々の学習需要に応え、その教育機能や施設・設備を提供することにより、地域の生涯学習活動の拠点として地域に開かれていくことが求められています。

更に、専修・各種学校や高等教育機関については、高度な知識や技術を活用し、学習機会の提供や地域貢献への積極的な取組などが期待されています。

豊かな心を育てる教育の推進

学校・家庭・地域が各々の教育機能を十分に発揮し、連携を図りながら教育活動全体を通じて子どもたちの豊かな人間性などの「生きる力」⁶を育む取組の充実を図ることが必要です。

開かれた学校づくりの推進

家庭や地域の教育機能を活性化し、活用していくためには、学校が家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域社会の支援を受けることに前向きに取り組んでいくことが必要です。

家庭や地域における教育力を学校教育において有効に活用するためには、学校・家庭・地域が相互に連携し、それぞれが適切な役割を果たしていくことが必要です。

学校施設は、学校教育施設としての機能を十分確保するだけでなく、家庭や地域とともに児童生徒を育てる場、交流の場として機能していくことが必要です。

特色ある学校づくりの推進

地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域特性や教育資源を生かし、その地域ならではの特色ある学校づくりを進めることが必要です。

*4確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

*5特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

*6「生きる力」

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい〔確かな学力〕〔豊かな人間性〕〔健康と体力〕の3つの要素からなる力。

教育資源の効果的活用

専門的で高度な技術を有する高等教育機関においては、その専門性を生かし、質の高い学習機会の提供を図ることが必要です。

学校における教職員などの人的資源を活用し、地域との連携を深めるとともに地域の教育を支援していくことが必要です。

高等教育機関が有する専門的研究機能を活用して、産官との連携による地場産業の活性化など、地域と連携し、地域貢献活動を推進していくことが必要です。

(3) 社会教育の充実

地域の特性を生かした社会教育活動が、道内各地で活発に展開されています。

今後も道民の生涯学習への関心や意欲の一層の高まりに応えるため、学校、関係機関・団体、民間教育事業者などが相互に連携・協力し、いきいきと学び、心の豊かさをもたらす潤いのある地域づくりを目指した社会教育の推進が求められています。

特に、平成14年度から完全学校週5日制が実施されたことにより、青少年の体験活動や学校外活動の充実に向け、学校・家庭・地域が一体となった取組が進められてきており、今後一層の発展が期待されています。

すべての道民が生きがいのある人生を築き、社会の著しい変化によって生じる生活上の様々な課題に対処していくため、社会教育の充実を図っていくことが重要です。

青少年教育の充実

青少年の健全育成のため、行政と関係機関などが連携・協力し、健全育成活動の活性化に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、青少年に良好な環境づくりを推進することが必要です。

青少年の地域における活動を活発にするため、指導者の人材発掘などの基盤整備を進めるとともに、青少年の主体性や自主性を生かすことのできる文化・スポーツ活動などの充実を図り、地域の行事への参加を奨励することが必要です。

地域における様々な活動に関する情報や指導者及び支援ボランティアなどの人材に関する情報の提供を行う拠点施設の充実を図ることが必要です。

成人教育の充実

一人一人が豊かで充実した人生を築くため、学習要求に即した様々な学習の機会を提供することが必要です。

人々が共に助け合い、共に生きる地域社会をつくるため、家庭や地域を取り巻く様々な課題についての学習機会を充実していくことが必要です。

学習要求の多様化・高度化に対応するため、行政や高等教育機関・民間などが連携・協力し、社会人のリカレント教育⁷⁾の推進体制を整備することが必要です。

*7リカレント教育

学校を卒業して社会に出て職業人となってからも教育・訓練機関に戻って教育を継続すること。

リカレントは「回歸、循環」の意。日本では、ほぼ同意味の用語として、「リフレッシュ教育」と呼ぶ場合がある。

高齢者教育の充実

高齢者の多様化する学習要求に応え、生きがいのある充実した生活のために、学習機会の充実に図ることが必要です。

高齢者同士のふれあい、仲間づくりが図られるような交流・活動の場の整備と団体・グループの育成を図ることが必要です。

高齢者の豊富な経験や専門的な知識・技能を生かし、学校支援ボランティア活動⁸や地域社会における子どもたちとの異世代交流活動の実施など、培ってきた知識や技能を次世代に伝える活動を充実させることが必要です。

体験活動の推進

青少年の「生きる力」を育むために、ボランティア活動、自然体験活動、青少年団体活動、文化・スポーツ活動など各種の体験活動の機会を充実することが必要です。

体験活動を支援するリーダーの育成を図るとともに、活動についての情報提供やコーディネートを行う相談窓口を整備・充実することが必要です。

社会教育施設や大学などの高等教育機関の教育機能を生かすとともに、地域のあらゆる機関・団体などとの連携を促進し、子どもたちの体験の機会を充実させることが必要です。

地域の教育力の活性化

地域における異年齢の子どもや異世代の人々とのかかわりの中で行われる様々な体験の機会を充実させるために、地域の大人の力を結集して子どもを育てる機運を醸成するとともに、その環境を整備することが必要です。

地域における子どもたちの活動機会の充実に図るために、PTA、子ども会、自治会など、地域の様々な団体の活動を活性化することが必要です。

(4) 職業教育及び職業能力の向上

経済の停滞に伴う雇用環境の悪化など、職業を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に、フリーター⁹の増加は、労働市場をめぐる需要と供給の問題、キャリア¹⁰探索の理念と現実の状況との乖離など、複合的な要素が絡み合って発生しています。こうした状況を踏まえ、職業能力の向上を図るためには、学校教育段階から、勤労観・職業観の育成を図るとともに、社会教育施設などにおいても、若者や働き盛りの世代の人のための職業能力の向上につながる学習支援を充

*8学校支援ボランティア活動

「開かれた学校」の実現を目指して、地域の教育力を学校の教育活動に生かすため、保護者及び地域の人材がボランティアとして学校を支援すること。

*9フリーター

15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、勤め先における呼称が「アルバイト」若しくは「パート」である雇用者又は現在無業の者で「アルバイト」若しくは「パート」の仕事を希望する者。

*10キャリア

一般に「経歴」、「経験」、「発展」、更に「関連した職務の連鎖」等と表現され、時間的持続性ないし継続性を持った概念。

実していくことが重要です。

また、高齢者にとっては、健康維持・年金などの問題から在職期間が長期化していることに対応するためにも、職業能力を更に高めていくことが求められています。

職業教育の推進

初等中等教育段階から、児童生徒一人一人に勤労観・職業観の育成を図るために、就業体験の機会を充実することが必要です。

学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成する上で、在学中に将来のキャリアに関連した就業体験を行うインターンシップ^{*11}を促進していくことが必要です。

インターンシップの受け入れの充実を図るために、地域の企業やNPOなどとの連携を更に強化していくことが必要です。

職業能力の向上

職業能力開発機関等における訓練機会の提供や就業相談体制の充実などにより、若年者のキャリア形成が、更に効果的に行われるようにすることが必要です。

働く期間が長期化していることに対応し、中高年齢者が職業能力を更に高めていく機会の提供が必要です。

地域と大学等の高等教育機関が連携して、産業人材の育成に必要な学習機会の充実を図ることが重要です。

企業においては、生涯学習の振興を図る観点から、勤務時間の弾力化などにより、各個人が職業能力の向上のための学習活動により参加しやすい環境を整えることが期待されます。

*11インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

2 北の大地における地域づくり

(1) 健康づくり、スポーツ活動の推進

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つです。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

北海道においては、誰もが気軽に楽しめるパークゴルフやミニバレーなど多種多様なニュースポーツが盛んに行われています。こうしたニュースポーツは道内で発祥したものも多く、地域の連帯感の育成や特色あるスポーツ文化の振興などに大いに役立っています。

しかし一方では、社会環境の変化により、ストレスの増加や運動不足、あるいは食生活の変化などにより、健康への不安が高まっています。

このため、生涯の各時期に応じた健康づくりができるような体制を整えていくとともに、道民が生涯にわたって様々なスポーツに親しみ、健康で活力のある生活を送ることができるよう、生涯スポーツの振興を図ることが求められています。

総合的な健康づくりの推進

個人に応じた健康づくりを進めるため、健康や体力の維持・増進についての普及・啓発や地域住民の多様なニーズに対応できる学習機会を提供することが必要です。

社会環境の変化に伴うストレスの増大などにより発生する精神的な障害を予防するため、相談体制を充実するとともに、精神保健に関する知識を普及・啓発していくことが必要です。

多様な生涯スポーツの推進

道民の継続したスポーツ活動を推進する施策の充実と地域スポーツ指導者の確保、スポーツセンターなどの各種体育施設の整備を図るとともに、人々の多様な要求に対応し、従来からのスポーツに加え、レジャー、レクリエーション性のある新しいスポーツの創造と普及を更に推進することが必要です。

競技スポーツにおいては、選手の資質や能力を引き出す科学的、合理的なトレーニングの指導ができる指導者を養成するとともに、国内外のスポーツに関するイベントや大会を誘致し、高い水準の競技力に触れることにより、人々のスポーツに対する参加意欲を高めていくことが必要です。

スポーツ振興のほか、世代間の交流、高齢者の社会参加、人々の健康・体力の維持など、新しい地域社会を形成するための基盤としての役割が期待されている総合型地域スポーツクラブ^{*1}

*1総合型地域スポーツクラブ

いつでも・どこでも・誰でも継続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指し、地域に根ざした自主運営型・複合型スポーツクラブのこと。

の育成・普及に努めるとともに、その育成を支援する広域スポーツセンター機能²の充実を図ることが必要です。

(2) 文化活動の推進

近年、人々の生活意識や価値観の多様化が進み、ゆとりや潤いといった心の豊かさが求められ、文化への関心や期待が一層高まってきています。

また、道民の間には北海道の歴史や文化を掘り起こし、北海道らしい文化の創造を進めていこうとする気運も高まってきています。

このため、今後とも、道民の自主的な文化活動がより一層活発に展開されるよう配慮する必要があります。

更に、長い歴史の中で育まれてきた文化財は、本道の歴史、文化の理解のために欠くことのできないものであり、道民の生活に潤いを与え、新たな文化をつくり出すための豊かな土壌ともなるものであることから、これを保存し、次代に継承していくことが重要です。

また、地域における文化活動を活発にしていくためには、行政、企業等の適切な支援が期待されます。

文化活動の充実

道や市町村・文化団体等が連携をより一層深め、美術、音楽、演劇、舞踊などの創作・発表活動への支援や発表の場の提供など、文化活動への参加機会を充実していくことが必要です。

展覧会や公演等の文化に接する機会を提供する団体や文化事業に対して支援し、道民が優れた文化に接する機会を拡充していくことが必要です。

美術館等の各種の文化施設の機能を高めるとともに、文化施設や文化事業に関する情報などを積極的に提供していくことが必要です。

国内外の地域との様々な文化交流をより一層推進していくことが必要です。

多様な体験を通して感性と情操を育み、創造性を豊かにするため、次代を担う青少年の文化活動に対して一層支援していくことが必要です。

若手芸術家や文化活動の指導者など、文化活動を担う人材の育成に努めていくことが必要です。

文化財の保存、活用、継承

優れた価値のある伝統文化を保存し、正しく後世に伝承していくため、普及活動の機会を充実し、広く理解と関心を深め、無形の文化財の継承者を養成していくことが必要です。

文化財を地域の活性化の核として位置づけ、史跡等を活用した公園等の整備、歴史的町並みの保存、地域の生活・生業や風土により形成された景観の保護など、地域の特色を生かしたまちづくり、村おこしへの展開が期待されます。

アイヌ文化の研究や保存・伝承活動を進めるとともに、本道の歴史とかかわりを持つ北方民族

*2広域スポーツセンター機能

広域的な市町村圏規模の地域に、総合型地域スポーツクラブの創設や運営などを支援するための機能で、既存の基幹的スポーツ施設などに、指導者の養成や派遣、各種スポーツ情報の提供、スポーツ大会の開催などの機能を付加することにより、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う。

の民俗文化財を保存・伝承していくことが必要です。

北海道の特色ある豊かな文化を後世に承継していくため、貴重な文化遺産に直接触れることなどによって、道民の郷土理解を深め、道民の歴史や文化に関する学習活動を推進していくことが必要です。

企業の文化活動への参画

地域における多様な文化活動を活発にしていくため、生涯学習を支援する観点から、文化活動に対する企業からの支援の充実や企業の持つ文化施設やスポーツ施設を地域住民が利用できるようにしていくことが期待されます。

(3) 現代的課題に関する学習活動の推進

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営む上で、理解し、体得しておくことが望まれる「現代的課題³⁾」に関する学習機会を整備することが重要です。

具体的には、国際化、情報化、環境、男女平等参画、消費生活、安全、人権・福祉などが考えられますが、これからの時代の変化に対応し、常に幅広い視野から現代的課題に取り組むことが重要です。

国際化に対応した学習活動の推進

国際性豊かな人づくりのために、海外の地域、団体、学校などとの姉妹提携などを通して人的交流、文化交流、スポーツ交流の輪を広げていくことが必要です。

市町村や北方圏センター⁴⁾など道内の国際交流団体と連携しながら、国際交流に関する情報の収集や提供、活動の場となる拠点づくりを進め、地域に根ざした国際交流を推進していくことが必要です。

多くの道民が国際理解を深めていくため、外国人との交流事業の充実を図り、外国人とふれあう機会を増やしていくことが必要です。

地域においてホームステイや通訳などの国際交流に関わるボランティア活動を一層推進することによって、道民の国際性の涵養を図るとともに、外国人の地域への受け入れが円滑に行われるようにすることが必要です。

世界的視野に立ってものを見たり考えたりする能力と態度を培うため、学校教育全体を通して国際理解教育を推進していくことが必要です。

外国語教育の一層の充実のため、外国語指導助手の拡充や外国語教育の指導方法の改善などを図るとともに、国際理解のための学習機会の充実と国際関係資料の整備を図ることが必要です。

*3現代的課題

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要がある課題。

*4北方圏センター

(社)北方圏センターは、北国に住む人々がお互いに知恵を出し合い、協力しあって豊かなくらしを築いていこうという「北方圏構想」の推進や、国際協力事業団が設置した北海道国際センター（研修センター）の管理運営を行うとともに、地域国際化協会として北方圏以外の地域とも交流を行う本道の中核的な国際交流団体。

情報化に対応した学習活動の推進

道民一人一人が情報通信技術を活用できるリテラシー^{*5}を身につけるための学習機会の充実を図ることが求められています。特に、情報リテラシーを身につけるための学習機会が不足しがちな社会人、高齢者や女性などに対する学習機会の提供については、生涯学習関連施設が中心となり取り組むことが必要です。

社会基盤の整備と同時に新しい技術・サービスを活用できる機会を一層充実し、今後の情報化を担う人材の育成を図ることが必要です。

環境に関する学習活動の推進

北海道の豊かな自然環境を未来に引き継いで行くために、北海道環境基本計画や北海道自然環境保全指針、北海道みどりの環境づくり計画、北海道温暖化防止計画などによる総合的な取組を進めるとともに、北海道環境学習推進方針に基づき、環境に関する学習機会の充実を図ることが必要です。

河川や湖沼の浄化、都市緑化、環境美化など身近な環境問題を道民一人一人の問題として理解し、快適な生活環境づくりの推進を図るとともに、日常生活においても環境に配慮したライフスタイルを心掛けることが必要です。

省資源・省エネルギー運動、リサイクル運動などを地域ぐるみで行い、地球規模の環境問題についての理解を深めていくことが必要です。

男女平等参画に関する学習活動の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分発揮できる社会の実現のために、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、男女平等参画の啓発の推進を図っていくことが必要です。

根強く残る男女の固定的な役割分担意識や性別による権利侵害を解消するために、男女平等の視点に立った学習機会の充実や、女性の社会進出を促進するための各種講習会・研修会などを開催することが必要です。

道民の男女平等参画に関する学習・参加・交流の拠点施設の機能の充実を図ることが必要です。

消費生活に関する学習活動の推進

社会経済のめまぐるしい変化に伴って、様々な様相を見せる消費者問題に関心を持ち、消費生活を主体的に創造し、真の豊かさを実感できる地域社会を築いていくことが必要です。

消費者自身が情報を的確に選択し活用する能力や生活設計能力を身につけ、消費生活の安定と向上を図るため、消費生活に関する学習機会の提供を図っていくことが必要です。

衣食住を中心とする消費生活全般にわたるくらしの知識をはじめ、悪質な販売方法やカード利用などによる被害を未然に防ぐ知識を幅広く学習する機会を提供するとともに、消費者トラブルを迅速・的確に解決する消費生活相談体制を充実させることが必要です。

*5リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

ITの世界で単に「リテラシー」というと、通常「情報リテラシー」のことを指す。

安全に関する学習活動の推進

職場や家庭・学校における交通安全意識の高揚を促進するとともに、幼児から高齢者まで生涯にわたる一貫した交通安全教育を推進していくことが必要です。

防災・防犯などに関する正しい知識の普及、防災訓練の実施などにより、人命の尊さや地域社会・生活の安全について、住民意識の高揚に努めることが必要です。

差別や偏見のない社会を形成するため、児童から成人一般に至るまでエイズ・性感染症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を図ることが必要です。

道民が正しいエイズ・性感染症予防に関する情報を入手し、安心して相談を受けられる体制の整備・充実を図ることが必要です。

覚せい剤などの薬物乱用防止を図るため、啓発資材の充実にも努めるとともに、関係機関と連携し薬物乱用防止教育・啓発を推進していくことが必要です。

道民自らが、その生命と健康を支える「食」の大切さや安全性についての理解を深める食育を積極的に推進していくことが必要です。

人権・福祉に関する学習活動の推進

道民一人一人が人権について正しい理解と認識を深め、日常生活での行動に表れるように、学校・家庭・地域と連携をとりながら、人権に関する多様な学習機会を充実させ、啓発していくことが必要です。

地域全体に福祉の心を育て、障害のある人が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、学習機会の充実や地域での生活基盤の整備を通して、ノーマライゼーション⁶の理念の浸透と地域生活の支援体制の充実を図っていくことが必要です。

身体機能の低下した高齢者や障害のある人などが、住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、在宅サービス提供体制の整備にも努めるとともに、ボランティア活動等の地域福祉活動の推進を図るため、高齢者や障害のある人に対する正しい理解や介護技術習得に関する研修会などの学習機会を更に充実していくことが必要です。

社会の変化に対応した学習活動の推進

社会の変化に伴い新たに生み出される課題に対して迅速に対応するとともに、情報及び学習機会の提供を図ることが必要です。

少子高齢社会に対する理解と認識を深めるための学習機会の充実を図るとともに、少子高齢化により生じる新たな課題への学習機会の提供を図ることが必要です。

(4) NPO・ボランティア活動の充実

近年、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、福祉、環境、教育、まちづくりといった様々な地域の課題に自主的、自発的に取り組もうとするNPOやボランティアによる市民活動が広がってきています。

*6 ノーマライゼーション

「障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々が、あるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受出来るようにする」ことをめざす考え方。

NPO活動やボランティア活動は、現代社会における諸課題を背景として行われるものであることから、豊かで活力ある地域を築き、生涯学習社会の形成を進める上で、重要な役割を担っています。

特に、これからは市民と行政が、それぞれの課題に応じて、どのような役割分担の下で、連携・協力していくことが望ましいのかという視点に立って、「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくことが求められています。

また、人々が学習の成果をNPO活動やボランティア活動の中で生かすことができる環境の整備を図っていくことも重要です。

NPO・ボランティア活動の推進

新しい「公共」⁷の精神の涵養を図るため、NPO・ボランティア活動の自主性を尊重しながら、活動が活性化されるような環境づくりを進めることが必要です。

NPO・ボランティアと行政が「公共」を分担して取り組んでいく環境を醸成していくことが必要です。

NPO・ボランティアと地域の人々との連携による学習活動や学習機会の充実を図ることが必要です。

市民活動の理念や実態及び協働の必要性についての理解を図るとともに、効果的に協働を進めるための評価の仕組みを確立していくことが必要です。

NPO・ボランティア活動のための条件整備

活動を求める側のニーズと活動を希望している人の意欲が効果的に結びつくようコーディネートするとともに、情報の提供、相談など、NPO・ボランティア活動を支援するための拠点の充実を図ることが必要です。

(5) 生涯学習による地域づくりの推進

心豊かで充実した人生を送るためには、生活基盤となる地域社会が個性と活力に満ちたものであることが大切です。

近年、高度情報化の進展などにより快適で便利な生活環境の整備がすすむ中で、人と人とがふれあう機会が減少し、地域における人間関係の希薄化や地域コミュニティの崩壊などが指摘されています。

しかし一方では、人や自然・文化とのふれあいや地域課題についての学びあいの中から、魅力ある地域づくりを進めるために、学習の成果を生かし、住民が主体的に地域社会の活性化を図ろうという動きも広がっています。

このように、生涯学習を通して地域課題について理解を深めた人々が、新たに市民活動やコミュニティ・ビジネス等に取り組むことによって、地域コミュニティの再生や地域課題の解決など、個性と活力に満ちた地域づくりの推進が期待されます。

*7新しい「公共」

様々な課題の解決について、行政や学校にすべてを委ねるということではなく、住民や父母が行政や教育に積極的に参画し、社会が抱える課題の解決に取り組んでいく協働の営み。

地域コミュニティの充実

地域全体で生涯学習に取り組む気運を高め、住民がともに学びあえる生涯学習のまちづくりを進めていくことが必要です。

地域コミュニティを支える人材の育成や活動機会の充実を図るとともに、活動の拠点となる施設の整備・充実と住民の自主的な活動の促進を図ることが必要です。

住民が、地域の一員としての自覚を持ち、地域づくりの活動に主体的に参加するように意識啓発を図るとともに、支援体制を整備することが必要です。

住民が、地域の独自性を生かした地域づくりに参画できるよう、住民と行政とのパートナーシップ^{*8}の形成など、体制づくりを進めることが必要です。

市民活動やコミュニティ・ビジネス等に取り組む人材の育成に向けた学習プログラムの充実が必要で

*8パートナーシップ

友好的な協力関係の意。行政と地域住民が対等で平等の上に築く「協働」の絆を結び、相互に理解を深め、双方向の関係を築くこと。

3 生涯学習における北海道スタンダードの構築

(1) 学習情報の提供及び学習相談体制の整備・充実

道民一人一人が自己に最適な学習機会を選択できるようにするためには、学習要求の把握に努め、的確な学習情報を提供するとともに、学習者の悩みや問題の解決を図る学習相談体制の整備・充実を図ることが大切です。

特に、今後はITを活用した新たな学習情報の提供及び学習相談のシステム構築が期待されることから、学習資源などのデータベース化を一層すすめるとともに情報のネットワーク化を図ることが求められています。

また、こうした学習情報の提供及び学習相談を効果的に機能させるための人材の育成も重要です。

多様な学習情報の提供

公民館で行う講座などの情報のほか、学校や民間からの情報を組み入れた各種情報を住民にきめ細かく提供していくことが必要です。

行政における情報提供システムは、民間・大学・図書館などの様々な機関の情報提供システムとのネットワーク化を推進し、学習情報提供窓口の一元化を図ることが必要です。

インターネットによる学習情報提供システムの充実を図るとともに、生涯学習ガイドブック、生涯学習カレンダー、広報誌などによる情報提供も大切にしていけることが必要です。

学習相談の充実

住民の多様な学習要求を具体的な学習に結びつけることのできる幅広い視野と専門的な知識を持った相談員の養成・確保及び資質向上のための研修機会の充実を図ることが必要です。

学習相談窓口の整備とそのネットワーク化を推進するとともに、ITの活用など学習相談体制の充実を図ることが必要です。

社会教育主事・公民館主事などの社会教育関係職員が、団体やグループからの専門的なプログラム相談^{*1}に対応することができるように、資質向上を図るための研修機会を充実していくことが必要です。

学習情報のデータベース化、ネットワーク化

生涯学習に関する情報をデータベース化し、学習者が必要とする広域的な学習情報を民間情報も含めて提供することができるように、生涯学習推進の拠点施設の機能などの充実を図ることが必要です。

生涯学習推進の拠点施設は、道と市町村との適切な役割分担のもとに情報のネットワーク化を推進し、市町村や地域住民のニーズに即した学習情報を提供していきることが必要です。

*1プログラム相談

学習活動にかかわるアイデアの発想から学習目標の設定、学習内容・学習方法の選択、具体的な学習活動、評価及び学習継続の手だてなどの学習プログラムに関する相談。

(2) 指導者（学習支援者）の養成・活用

人々の学習活動が多様化する中で、「教える（指導者） - 教えられる（学習者）」という関係だけではとらえきれない多様な「学び」があり、これまでの「指導者」という立場から、学びをサポートする「学習支援者」として、場を設定する（プランナー）、場を調整する（コーディネーター）、場を展開する（チューター）、といった役割が期待されています。

今後ますます学習内容が多様化・高度化することに伴い、幅広い分野でより優れた資質と専門的な能力を持ち、人々の学習を支援する人材の養成が求められています。

指導者（学習支援者）の養成・確保

生涯学習推進の中核となる社会教育主事、公民館主事、図書館司書、博物館学芸員などを対象とした専門的で高度な研修機会の充実を図ることが必要です。

生涯学習を推進するためには、社会教育指導者のみならず教員、生活改良普及員、農業改良普及員、保健師、栄養士など、直接住民と接する職員に優秀な人材を確保するとともに、資質を高めるため、研修などを実施していくことが必要です。

芸術やスポーツなどの各分野で全国的、世界的に活躍している人々の優れた指導力を生かしていくことが必要です。

民間指導者の養成・活用

生涯学習の振興を図るために、幅広い分野からの人材の発掘が必要です。特に、高齢者の豊富な知識や経験、技能を生かし、自らも生きがいを感じられるように、指導者として活用していくことが必要です。

各種の専門的知識や技能を有している人を発掘するとともに人材バンク²に登録し、指導者の充実を図っていくことが必要です。

(3) 生涯学習関連施設の整備・充実とネットワーク化

人々の身近な学習活動の拠点となる生涯学習センター、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、スポーツ・文化施設などの生涯学習関連施設³は、その機能や特性を生かしながら、魅力的な学習機会を提供していくことが期待されています。このため、これらの施設の機能の充実や運営の在り方の改善を図るとともに、施設間の連携・協力を推進することが求められています。

また、道民の高度化する多様な学習要求に応え、学習活動を総合的かつ体系的に支援していくためには、道や市町村などの行政機関が、民間活力などを生かした生涯学習振興の観点に立って、生涯学習関連施設をはじめ関係機関・団体などと連携・協力を強化し、それぞれの特色や専門性を生

*2人材バンク

指導者等の人材情報を収集・整理し、様々な学習機会に人材を活用できるよう支援する仕組み。

*3生涯学習関連施設

学校、社会教育施設などの教育機能をもつ施設や職業訓練施設などの他に、住民の生活に密接に関わりのある駅、ショッピングセンター、病院、郵便局、銀行などの施設で、その活用により、住民等の便宜を図りながら学習に利用できるものも含まれる。

かした生涯学習推進のネットワーク化を図ることにより、道内の豊富な学習資源を有効に活用することが求められています。

施設の整備・充実

生涯学習関連施設は、高度な情報通信機能と快適な学習・生活空間を備えた施設としてその高機能化を推進するとともに、誰もが支障なく利用できるようにバリアフリー化⁴をすすめることが必要です。

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設などの社会教育施設は、地域における生涯学習の拠点施設として、その機能の整備・充実を図ることが必要です。特に、生涯学習センターが設置されていない地域においては、公民館がその機能を代替えしていくことが必要です。

生涯学習関連施設が効果的に機能するためには、それぞれの施設に専門的な知識や技術を持った人材を配置していくことが必要です。

地域の人々が学習成果の活用や奉仕・体験活動の場として、ボランティア活動ができるよう条件整備を進めることが必要です。

公の施設については、指定管理者制度⁵による民間活力の導入など、施設が十分に活用され住民にとってより使いやすいものとなるように運営方法について検討していくことが必要です。

ネットワークの構築

生涯学習関連施設や関係機関・団体などの自主性を尊重するとともに、それぞれの役割分担を明確にしなが、ネットワーク化を推進していくことが必要です。

生涯学習関連施設のネットワークを生かして、各施設の事業や人材及び情報を効果的に機能させるとともに、多様で体系的な学習機会の提供や学習要求に即した学習情報の収集・提供と、学習成果を生かした活動の場の提供に資することが必要です。

生涯学習センターなどは、ネットワークの拠点施設として、高等教育機関や企業、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPOなどの関係機関・団体との協働を強化し、生涯学習の推進を総合的に図ることが必要です。

*4バリアフリー化

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

*5指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」（株式会社等の民間営利事業者を含めた者に対し指定を行うことが可能。指定を受ける者に制限はなし）が、管理の代行を行う。

(4) 学習成果の評価と活用

住民が意欲を持ちながら継続的に取り組む生涯学習活動を推進するためには、学習要求に即した学習機会の提供に加え、学習した成果を評価するシステムと、生涯学習の成果を活用して社会に積極的に参画することが可能になる社会的なシステムの構築が大切です。

評価制度の確立

学習成果の評価は、学習者の要請に応じて行うものであり、学習者の要望や学習の内容に応じて、多様で多面的な評価制度を整備することが必要です。

学習成果の評価及び認定を行う機関等は、その評価・認定が社会的に権威のある総合的、統一的なシステムとして効果的に機能するようにしていくことが必要です。

活用の場の開発

人材情報に学習活動の展開計画を加えた指導者バンクなどの整備を推進し、登録者と学習者をコーディネートする機能の向上に努めるとともに、求められている適切な人材を指導者として派遣できるシステムを構築していくことが必要です。

学習成果の活用を考慮した学習機会の充実を図るとともに、関係機関・団体などとの連携により、ボランティア活動や地域活動などの学習成果を生かす場を開発していくことが必要です。

(5) 団体活動と民間教育事業の振興

様々な分野における生涯学習関連団体や自主的なグループ・サークルが、それぞれの目的に応じて多様な学習活動を展開しています。これらの団体は、学習機会の提供に大きな役割を果たしており、今後とも、自主的な学習活動を促進するための条件整備を図っていく必要があります。

また、近年都市部を中心に、民間教育事業者が柔軟な発想による多様で創意あふれる学習機会の提供を盛んに行っており、生涯学習社会の発展に大きな役割を果たしています。こうした民間教育事業者と公的な学習サービス提供機関との役割分担を明確にするるとともに、相互の連携・協力を促進することが必要です。

団体活動の振興

生涯学習関連団体やグループ・サークルなどの育成に努めるとともに、これらの団体が求める学習情報の提供や相談体制を整備・充実していくことが必要です。

グループ・サークルなどが多様な学習活動を主体的に展開し、団体活動が一層活発になるように、指導者の養成を図るとともに、活動拠点となる施設の整備・充実を図っていくことが必要です。

青年団体・女性団体などの地域に根ざした活動をしている団体の特色ある学習活動を振興・奨励していくことが必要です。

民間教育事業の振興

カルチャーセンター、スポーツクラブなどの民間教育事業は、生涯学習の一環として多様な学習活動を展開しており、今後とも、住民の学習要求に適切に応える講座の開設などが期待されます。

各種の通信教育や映像を利用した学習は、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる学習方法として重要な役割を果たしており、今後一層の充実が期待されます。

学習要求の動向などに関する情報の提供、指導者の養成や研修などについて、民間と行政が相互に連携をとりながら対応していくことが必要です。

(6) 生涯学習を総合的に推進する拠点の整備・充実

広大な面積を有する北海道は、気象条件、地理的条件なども変化に富んでおり、地域性を生かした多種多様な学習活動が展開されています。

活発化してきている人々の学習活動を支援していくためには、地域の独自性を重視しながら、多様な学習要求とそれにあつた学習機会を広域的に結びつけたり、生涯学習関係機関や団体相互の連携を促進していくことが重要です。

特に、道及び市町村は、その拠点となる施設を整備・充実していくとともに、各種生涯学習情報の提供、学習成果の評価や活用に関する調査研究、将来を見通した学習方法の開発、指導者や助言者に対する研修、関係機関や団体との連携・協力の促進、体系的・継続的な各種講座の開設などの事業を連携して総合的に行っていくことが求められています。

中でも、北海道の生涯学習を推進する拠点施設として設置された北海道立生涯学習推進センターは、関係機関・団体とのネットワーク化を図り、市町村及び関係団体などの支援に努め、北海道の生涯学習をリードしていくことが重要です。

構想の実現のために

平成16年3月、中央教育審議会生涯学習分科会が「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」（P28参照）の中で生涯学習を振興していく上での基本的考え方として、以下の3つを挙げています。

- 「個人の需要」と「社会の要請」のバランス
- 「人間的価値」と「職業的知識・技術」の調和
- 「継承」と「創造」

北海道の生涯学習は、これまで自分の人生を楽しく豊かにするために、自由意志に基づき生涯にわたって行う学習活動として位置づけ、取り組んできました。

すなわち「個人の需要」と「人間的価値」に重点をおき、個人的な興味、関心、希望などに伴う学習や、芸術・文化・スポーツ、趣味、教養、生きがいとなるもの、人間的つながりなどの人間的価値（人間の持つよさ）を追求する学習を大切にしてきました。しかしながら、現在の北海道は、地域経済の低迷、雇用情勢の悪化などといった危機的状況にあり、こうした状況から脱却するためには、本道の生涯学習も「社会の要請」と「職業的知識・技術」に重点をおき、明日の北海道のための「人づくり」、「地域づくり」へと発展させていくことが重要です。

新しい北海道を創造するための指針である本構想を実現するためには、道・市町村・民間・道民が目的を共有し、それぞれの役割を担い、連携・協力し取組を進めていくことが必要です。

また、これまで以上に激しい社会の変化が予測されることから、本構想を基本理念としながらも、住民ニーズや財政状況等の変化に即応できる柔軟な計画の策定が求められます。

1 道の役割

「生涯学習」が、北海道の将来にとって不可欠なものとして受け止められるような道民運動を展開することによって、生涯学習に関する機運を醸成する必要があります。

道の各部署でそれぞれの行政目的に沿った施策・事業を展開するにあたっては、「生涯学習」という基本的理念を念頭に置き、学習者の視点に立って施策を展開するとともに、生涯学習推進本部が中心となり、各行政分野の調整を図り、効果的な施策を推進していく必要があります。

北海道の広域性に対応するため、ITを活用した遠隔学習による生涯学習の環境づくりなど、北海道における「生涯学習eソサエティ^{*1}」の構築を促進し、学習機会の地域間格差の解消等を図っていく必要があります。

北海道における生涯学習を推進するための拠点施設である北海道立生涯学習推進センターの機能の充実を図り、市町村における生涯学習の振興や生涯学習関係団体などの支援を一層強化する必要があります。

*1生涯学習eソサエティ

情報コミュニケーション技術の活用という観点からとらえた生涯学習社会のこと。

2 市町村の役割

市町村の実態に即した生涯学習推進構想を策定し、それぞれの特色を生かした生涯学習推進体制の整備や生涯学習の推進のための計画づくりを行う必要があります。

市町村においては、地域住民の生涯学習の支援や生涯学習を通じた地域づくりなどを推進するため、地域住民の声に耳を傾け、社会の要請と地域住民の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供や施設整備などを地域住民と協力して主体的に実施することが必要です。

施策の実施にあたっては、地域住民の自主的・主体的な取組を促進するような支援の方法を考える必要があります。

3 民間への期待

企業などにおいては、教育機関との連携を深めながら、地域で講座を開いたり、学校などに人材を派遣するなど、地域社会への貢献活動（フィランソロピー^{*2}）を充実するとともに、従業員のボランティア活動を促進していくことが求められます。

大学・専門学校など高等教育機関は、幅広く高度で専門的な内容の学習機会を提供することが望まれます。

地域で多様な学習を主体的に進めている学習・文化・スポーツなどの目的団体、子ども会・青年団・女性団体・老人クラブなどの地域団体、商工会議所・商工会などの職域団体は、団体間の連携・協調を促進し、活動を発展させるとともに、協働による地域づくりの一翼を担うことが期待されます。

4 道民の取組

生涯学習は、明日の北海道のための「人づくり」、「地域づくり」の一翼を担うものであり、「新しい北海道」の創造に参画していくために、道民一人一人が、身近なところから生涯学習に取り組むことが期待されます。

形式的な学歴によらずに、生涯の各時期の学習の成果が適切に評価される社会を目指すため、生涯にわたる学習の蓄積が重視されるような環境を醸成するとともに、道民一人一人が自らの意識改革を図ることが望まれます。

自己の充実や生活の向上を目指し、主体的に学習活動に取り組む上で、学習サービスの受益者として適正な自己負担をすることに対する理解が進むことが望まれます。

ボランティア活動やまちづくりなど、学習した成果を社会に還元することに関心を寄せ、自己実現の一つの機会として、地域社会において積極的に活躍することが期待されます。

*2フィランソロピー

企業が行う社会への貢献・支援活動を指し、具体的には寄付金、物的支援、施設の開放、従業員のボランティア活動などの支援を言う。専門の部署や担当者を置いて取り組む企業や、中には財団を設立し、独立した組織として活動する企業もある。

今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告） - 抜粋 -

中央教育審議会生涯学習分科会 平成16年3月29日

1. 生涯学習を振興していく上での基本的考え方

我々は、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような「生涯学習社会」の実現を目指すということを共通認識とし、生涯学習が、学校教育、家庭教育、社会教育など人の生涯を通じた幅広い学習機会の場で行われるものであることを確認した。

そのような生涯学習社会は、教育・学習に対する個人の需要と社会の要請のバランスを保ち、人間的価値の追求と職業的知識・技術の習得の調和を図りながら、これまでの優れた知識、技術や知恵を継承して、それを生かした新たな創造により、絶えざる発展を目指す社会である。

（1）「個人の需要」と「社会の要請」のバランス

個人的な興味、関心、希望などを充たすべく、教育・学習の機会を活用する場合には、個人的要求が中心となりがちであり、ともしれば、社会にとって必要なことへの関心や対応が欠如しがちである。

社会の存続を図るためには、社会に共通の課題に取り組む必要がある。しかし、それは、必ずしも個人の興味・関心に合致しないことが多いが、それへの取組を怠ると、社会的に様々な問題の発生につながるおそれが生ずる。したがって、生涯学習振興にあっては、個人の需要と社会の要請の両者のバランスを保つことが必要である。

（2）「人間的価値」と「職業的知識・技術」の調和

21世紀は、これまでになく変化の激しい時代になると言われ、誰もが生きがいを持ち、働くことに意味を見出して充実した人生を送るためには、生涯を通じての学習がより一層重要な意味を持つようになる。その場合には、芸術・文化・スポーツ、趣味、教養、生きがいとなるもの、人間的なつながりなどの人間的価値（人間の持つよさ）を追求する学習と、財やサービスなどの経済的価値を生み出すための職業的知識・技術を習得する学習が調和的に行われる必要がある。

（3）「継承」と「創造」

いつの時代でも、伝統を継承しつつ、新たな創造をしていくことは必要であるが、これからの知識社会、高度情報通信社会にあっては、蓄積された知識・技術、情報を生かして新たな創造や工夫につながる生涯学習が求められている。継承が必要なのは、学問、芸術、スポーツなどが生み出した成果だけではない。我が国が長年にわたって培ってきた優れた文化などもそうである。新たな創造という場合も、科学・技術に限らず、生活全般にわたっての創造である。21世紀の我が国は、このような継承と創造によって社会の発展を図る必要がある。

おわりに

北海道の生涯学習は、平成5年に策定した北海道生涯学習推進基本構想を基本的な考え方として進めてきました。

この間、推進体制の整備・充実や学習機会の提供などにより、生涯学習の理念が道民に確実に根付きはじめており、多様な生涯学習活動が展開されています。

しかし、今日の北海道の厳しい経済状況下においては、経済的事情や労働に伴う時間的事情などから、生涯学習活動に取り組めない人々がいることにも目を向けなければなりません。

かつて北海道からは札幌農学校の教頭として活躍したクラーク博士により、「青年よ、大志をいだけ（ボーイズビーアンビシャス）」という言葉とともに、新渡戸稲造、内村鑑三などの人材を輩出しています。

そして札幌には、新渡戸稲造が創設した「遠友夜学校」がありました。

夜学校は、一般市民の中でも、とりわけ、勉強したくとも機会に恵まれなかった若者たちを対象に、「新しい北海道をつくるための人材育成」を目的としていました。

札幌農学校の教師や学生たちによるボランティアで支えられ、昭和19年に戦況激化の中で閉校されるまで、50年の歴史を刻みました。

この「遠友夜学校」の取組は、まさに今日の生涯学習であり、北海道における生涯学習の胎動を感じることができるのではないのでしょうか。

指導する人も学習する人も、それぞれの活動は生涯学習として位置付けることができるものです。

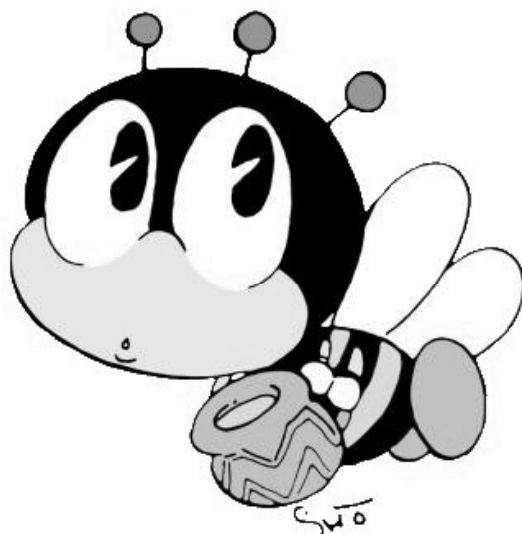
北海道には、こうした人材育成の風土と先人の思想が脈々と受け継がれています。

「住んでいることを誇りに思える、夢のある北海道」を創造するための鍵は、道民一人一人が「生涯学習活動」に積極的に取り組むことではないのでしょうか。

おわりに

資料編

- 1 北海道の生涯学習推進体制等のあゆみ
- 2 北海道における生涯学習推進体制
- 3 北海道生涯学習推進本部設置規定（訓令）
北海道生涯学習推進本部組織
- 4 北海道生涯学習審議会条例
北海道生涯学習審議会委員名簿
- 5 市町村における生涯学習推進体制の整備状況の推移



生涯学習のマスコット「マナビィ」

漫画家の石ノ森章太郎さん（故人）のデザインで、生涯学習の「学び」と蜜蜂の「bee」とを合わせて「マナビィ」と名付けられました。

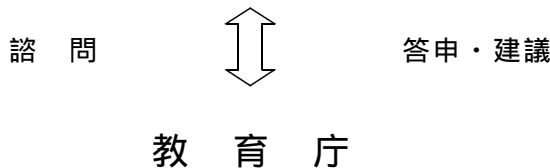
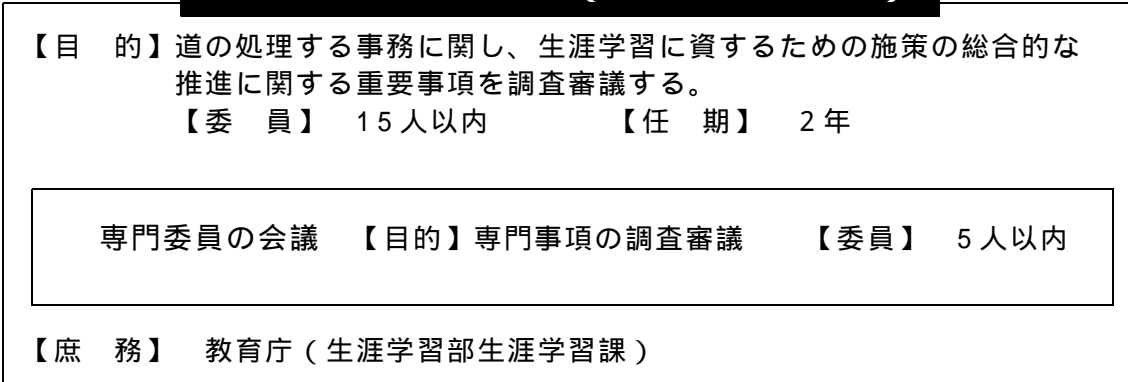
平成元年に始まった全国生涯学習フェスティバル（まナビピア）でデビューして以来、生涯学習のマスコットとして、全国各地で活躍しています。

1 北海道の生涯学習推進体制等のあゆみ

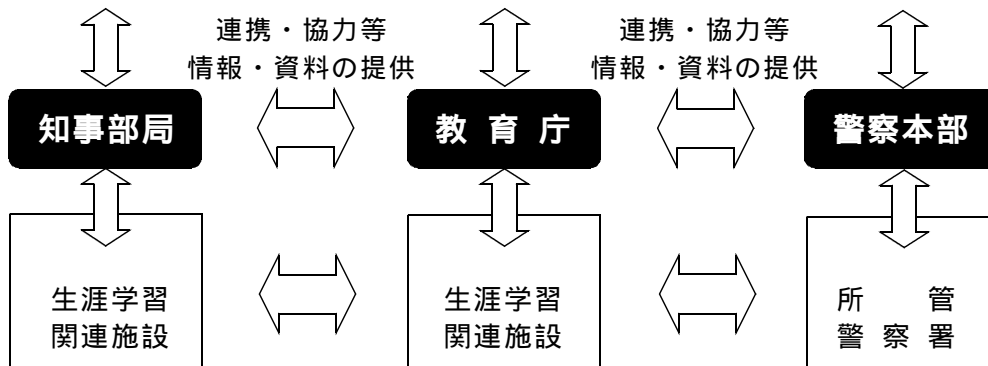
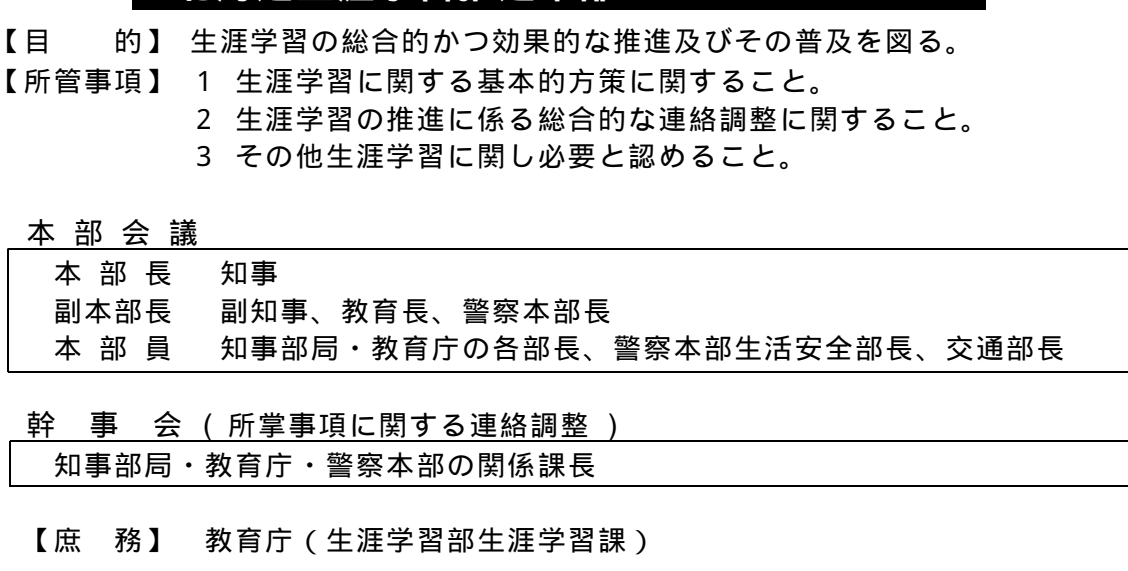
年	北海道のあゆみ	国等のあゆみ
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部と社会教育部を統合して「生涯学習部」設置（教育庁の機構改正） 北海道社会教育委員の会議建議「生涯学習社会の実現をめざす社会教育の振興方策について」 <ul style="list-style-type: none"> - 指導者養成の体系化 - - 指導者のネットワーク化の促進 - 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回生涯学習フェスティバル開催（千葉県）
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道教育庁一部機構改正、企画管理部企画室に生涯学習専掌主幹と生涯学習推進係を設置 北海道生涯学習推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について」答申 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」施行 生涯学習審議会設置
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会設置 北海道立社会教育総合センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の整備に関する基準」告示
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道社会教育委員の会議建議「生涯学習社会の実現をめざす社会教育の振興方策について」 <ul style="list-style-type: none"> - 生涯学習をすすめる指導者の研修のあり方 - 	<ul style="list-style-type: none"> 学校週五日制スタート 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習推進基本構想策定 	
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道社会教育委員の会議提言「主体性、創造性が育つ青少年期教育の充実方策について（休日の拡大に対応した環境づくりをめざして）」 	
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> 第7回全国生涯学習フェスティバル開催（札幌市・道央） 	
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> 第1回北海道生涯学習フェスティバル開催（旭川市・道北） 北海道生涯学習審議会提言「人々の学習成果を地域社会で生かすための方策」 北海道社会教育委員の会議提言「在学青年を対象とした社会教育の振興方策について」 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> 第2回北海道生涯学習フェスティバル開催（函館市・道南） 北海道生涯学習審議会提言「リカレント教育の推進について」 生涯学習部に「生涯学習振興課」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習審議会「生涯学習の成果を生かすための方策について」審議の概要 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第二次答申
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 第3回北海道生涯学習フェスティバル開催（帯広市・道東） 意見具申 北海道の社会教育推進上の当面する課題と対応策について（社会教育主事の確保・拡充について、自然や歴史を学び科学する心・好奇心などをはぐくむ施設の整備・促進について） 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」答申 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」答申
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会提言「活力ある生涯学習社会の構築に向けた推進の在り方」 北海道社会教育委員の会議審議のまとめ「新しい時代を拓く北海道の社会教育行政の展開について」 <ul style="list-style-type: none"> - 青少年の学校外活動を充実するために - 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす」答申 生涯学習審議会「生活体験・自然体験が日本の子ども心をはぐくむ」答申
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> 「スポーツ振興基本計画」策定 生涯学習審議会「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」答申 中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」審議のまとめ 教育改革国民会議報告「～教育を変える十七の提案～」
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道立生涯学習推進センターの設置（北海道立社会教育総合センターの名称変更） 道民カレッジ事業開始（9月16日 開講式実施） 北海道生涯学習審議会提言「生涯学習の推進と地域づくりについて」 北海道男女平等参画推進条例公布 	<ul style="list-style-type: none"> 省庁再編により、文部科学省、生涯学習政策局の設置 「文化芸術振興基本法」施行 中央教育審議会報告「少子化と教育について」
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習部に生涯学習課を設置（生涯学習振興課と社会教育課の統合） 北海道社会教育委員の会議審議のまとめ「新しい時代を拓く北海道の社会教育行政の展開について」 <ul style="list-style-type: none"> - 地域の視点に立った社会教育行政の展開に向けて - 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」答申 中央教育審議会「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申 中央教育審議会「子どもの体力向上のための総合的な方策について」答申
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会答申「生涯学習社会の実現に向けた今後の推進方策について」 北海道子どもの読書活動推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」答申
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道社会教育委員の会議提言「緊急に対処すべき社会教育行政の課題と推進の方向性 親と地域の確かな教育力を」 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「今後の生涯学習の振興方策について」審議経過の報告
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> 第2次北海道生涯学習推進基本構想策定 	

2 北海道における生涯学習推進体制

北海道生涯学習審議会（平成3年7月設置）



北海道生涯学習推進本部（平成2年6月設置）



3 北海道生涯学習推進本部設置規程(平成2年6月28日道・道教育委員会・道警本部訓令第1号)

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進及びその普及を図るため、北海道生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する基本的方策に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他生涯学習に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、知事の指名する副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道警察本部長をもって充てる。

4 本部員は、知事の事務部局の部長、北海道教育庁の部長並びに北海道警察本部の生活安全部長及び交通部長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指定する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事を置く。

2 幹事は、知事の事務部局、北海道教育庁及び北海道警察本部の関係課長(課長相当職を含む。)のうちから本部長の指定する者をもって充てる。

3 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。

4 幹事会の会議は、本部長が招集し、本部長の指名する幹事が主宰する。

(本部の庶務)

第7条 本部の庶務は、北海道教育庁生涯学習部生涯学習課において処理する。

(本部の運営に関する必要事項)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成2年6月30日から施行する。

附 則

この訓令は、平成8年2月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道生涯学習推進本部組織

本部長

北海道知事

副本部長

副知事

本部員

幹事

総務部長
知事政策部長

企画振興部長
環境生活部長

保健福祉部長

経済部長

北海道教育委員会教育長

農政部長
水産林務部長
建設部長
企画総務部長
生涯学習部長

北海道警察本部長

生活安全部長
交通部部長

学事課長
参事室国際課長
知事室国際課長
総務課長
総務課長

生活文化・青少年室長
生活文化振興課長
文化振興推進室参事長
男女平等参画推進室参事長

交通安全対策室参事長

地域福祉課長

経済政策室参事長

労働政策課長

雇用対策課長

人材育成課長

農政課長

企画調整課長

教育政策課長

生涯学習課長

文化健康教育課長

高等学校教育課長
小中・特殊教育課長
交通安全教育課長

4 北海道生涯学習審議会条例（平成3年7月29日北海道条例第18号）

（設置）

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定により、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、北海道生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第3条 委員及び専門委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月1日例第33号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道生涯学習審議会委員名簿

氏 名	現 職 名 等
会 長 合 田 一 道	日本放送作家協会北海道支部事務局長
副 会 長 井 上 宏 子	花王販売株式会社消費者交流室室長
委 員 今 泉 慈 子	(公 募)
逢 坂 誠 二	ニセコ町長
大和田 勲	北海道経済連合会専務理事
小野寺 蔵	青少年野外教育財団専務理事
木 村 純	北海道大学高等教育機能開発総合センター教授
清 末 定 子	北海道札幌稲雲高等学校長
栗谷川 悠	北海道造形デザイン専門学校長
寿 浅 雅 俊	(株)寿浅グループ専務取締役
高 佐 一 義	(公 募)
鶴 羽 佳 子	(有)オフィス鶴羽代表取締役
樋 泉 実	北海道テレビ放送株式会社取締役 コンテンツ本部副本部長兼デジタル放送政策室長
藤 原 等	北海道浅井学園大学教授
森 田 麻 美 子	N P O 法人ボラナビ倶楽部代表

平成17年2月1日現在

5 市町村における生涯学習推進体制の整備状況の推移

項目	年度													
	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
A	生涯学習の推進にかかわる宣言市町村	1 (0.5%)	2 (0.9%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	4 (1.9%)	5 (2.4%)	5 (2.4%)	5 (2.4%)	5 (2.4%)	5 (2.4%)	5 (2.4%)
B	生涯スポーツの推進にかかわる宣言市町村		41 (19.3%)	43 (20.3%)	45 (21.2%)	46 (21.7%)	47 (22.2%)	50 (23.6%)	51 (24.1%)	53 (25.0%)	52 (24.5%)	52 (24.5%)	52 (24.5%)	53 (25.0%)
C	生涯学習推進計画・構想策定市町村	49 (23.1%)	40 (18.9%)	61 (28.8%)	65 (30.7%)	72 (34.0%)	79 (37.3%)	86 (40.6%)	96 (45.3%)	107 (50.5%)	120 (56.6%)	165 (77.8%)	172 (81.1%)	178 (84.0%)
D	生涯学習を推進する趣旨の答申等策定市町村	28 (13.2%)	37 (17.5%)	47 (22.2%)	56 (26.4%)	63 (29.7%)	67 (31.6%)	67 (31.6%)	68 (32.1%)	75 (35.4%)	71 (33.5%)	71 (33.5%)	72 (34.0%)	68 (32.1%)
E	生涯学習推進本部等中心的組織設置市町村	27 (12.7%)	31 (14.6%)	37 (17.5%)	42 (19.8%)	44 (20.8%)	53 (25.0%)	57 (26.9%)	67 (31.6%)	71 (33.5%)	80 (37.7%)	92 (43.4%)	92 (43.4%)	91 (42.9%)
F	生涯学習審議会等諮問機関設置市町村	27 (12.7%)	27 (12.7%)	27 (12.7%)	36 (17.0%)	38 (17.9%)	41 (19.3%)	42 (19.8%)	41 (19.3%)	47 (22.2%)	53 (25.0%)	52 (24.5%)	51 (24.1%)	47 (22.2%)
	上記E・Fのどちらかを設置している数			46 (21.7%)	56 (26.4%)	59 (27.8%)	66 (31.1%)	68 (32.1%)	77 (36.3%)	82 (38.7%)	94 (44.3%)	104 (49.1%)	103 (48.6%)	99 (46.7%)
	上記E・Fの両方を設置している数			18 (8.5%)	22 (10.4%)	23 (10.8%)	27 (12.7%)	31 (14.6%)	31 (14.6%)	36 (17.0%)	39 (18.4%)	40 (18.9%)	40 (18.9%)	39 (18.4%)
G	行政内連絡調整会議設置市町村	31 (14.6%)	31 (14.6%)	34 (16.0%)	37 (17.5%)	39 (18.4%)	45 (21.2%)	46 (21.7%)	50 (23.6%)	57 (26.9%)	57 (26.9%)	56 (26.4%)	57 (26.9%)	55 (25.9%)
H	生涯学習研究所等研究的機関・組織設置市町村	34 (16.0%)	13 (6.1%)	14 (6.6%)	17 (8.0%)	16 (7.5%)	20 (9.4%)	24 (11.3%)	21 (9.9%)	21 (9.9%)	21 (9.9%)	21 (9.9%)	21 (9.9%)	21 (9.9%)
I	生涯学習を主管する行政内組織設置市町村	36 (17.0%)	59 (27.8%)	58 (27.4%)	59 (27.8%)	59 (27.8%)	65 (30.7%)	74 (34.9%)	84 (39.6%)	93 (43.9%)	80 (37.7%)	94 (44.3%)	98 (46.2%)	99 (46.7%)
	(首長部局に設置)			3 (1.4%)	5 (2.4%)	5 (2.4%)	6 (2.8%)	8 (3.8%)	9 (4.2%)	9 (4.2%)	7 (3.3%)	10 (4.7%)	11 (5.2%)	11 (5.2%)
J	生涯学習センター等中心的施設設置市町村	24 (11.3%)	36 (17.0%)	40 (18.9%)	95 (44.8%)	116 (54.7%)	137 (64.6%)	153 (72.2%)	162 (76.4%)	169 (79.7%)	168 (79.2%)	170 (80.2%)	172 (81.1%)	174 (82.1%)

上段 市町村数

下段 達成率 [(市町村数 / 212) × 100]

A 生涯学習等の推進にかかわる宣言

この宣言とは、生涯学習宣言市町村をいい、例えば「生涯学習宣言のまち」などである。

B 生涯スポーツ等の推進にかかわる宣言

この宣言とは、スポーツ等宣言市町村をいい、例えば「生涯スポーツ宣言のまち」「健康づくり宣言のまち」などである。

C 生涯学習推進計画・構想 [次ページのグラフ(1)]

生涯学習推進計画・構想とは、名称に「生涯学習(生涯教育)」が表記されているもので、例えば「生涯学習推進基本構想」「生涯学習基本計画」「生涯学習振興実施計画」などである。

D 生涯学習を推進する趣旨の答申等

生涯学習を推進する趣旨の答申、建議、意見具申。

E 生涯学習を推進する中心的組織 [次ページのグラフ(2)]

生涯学習の総合的な推進を図る中心的組織をいい、例えば「生涯学習推進本部」「生涯学習推進会議」などである。

F 生涯学習審議会等諮問機関

市町村長や市町村教育委員会等の諮問に対して生涯学習の推進に関する答申等をする諮問的機関、生涯学習の推進に関して調査審議をする機関をいい、例えば「生涯学習審議会」「生涯学習推進協議会」などである。

G 行政内連絡調整会議

行政内連絡調整会議とは、首長部局と教育委員会との連携を図る市町村内部の組織をいい、例えば「生涯学習関係課長会議」「生涯学習連絡会議」「生涯学習幹事会」などである。

H 生涯学習研究所等研究的機関・組織

生涯学習に関する研究的機関や組織をいい、例えば「生涯学習研究所」「生涯学習研究会」などである。

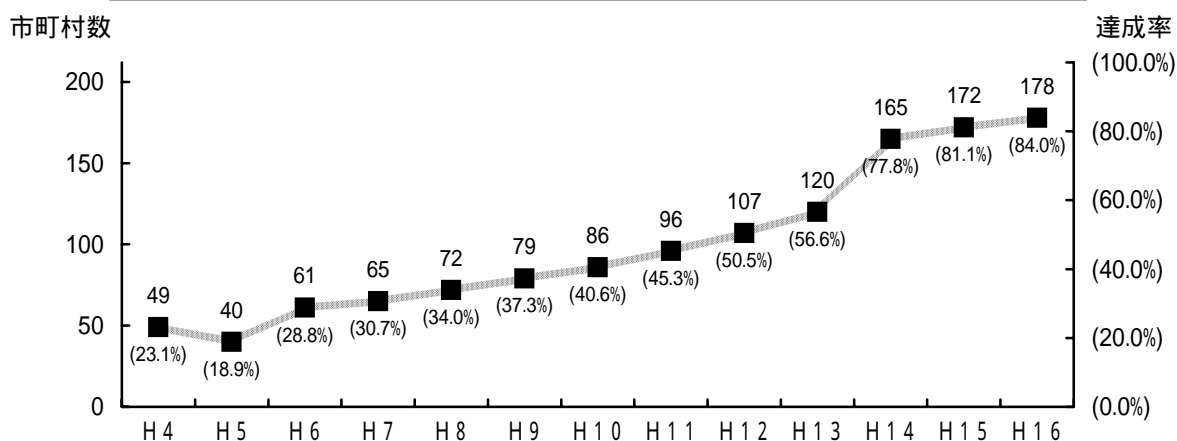
I 生涯学習を主管する行政内組織

生涯学習を主管する部・課・室・係・班などの行政内組織をいい、例えば「生涯学習部」「生涯学習振興課」「生涯学習推進室」「生涯学習係」などである。

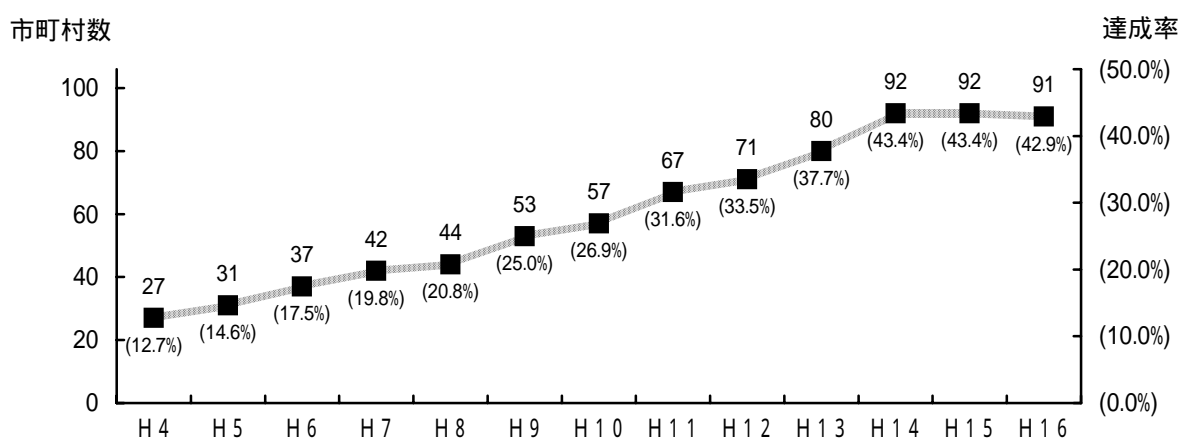
J 生涯学習センター等中心的組織 [次ページのグラフ(3)]

市町村における生涯学習の中心的組織をいい、例えば「生涯学習センター」「中央公民館」「文化センター」などである。

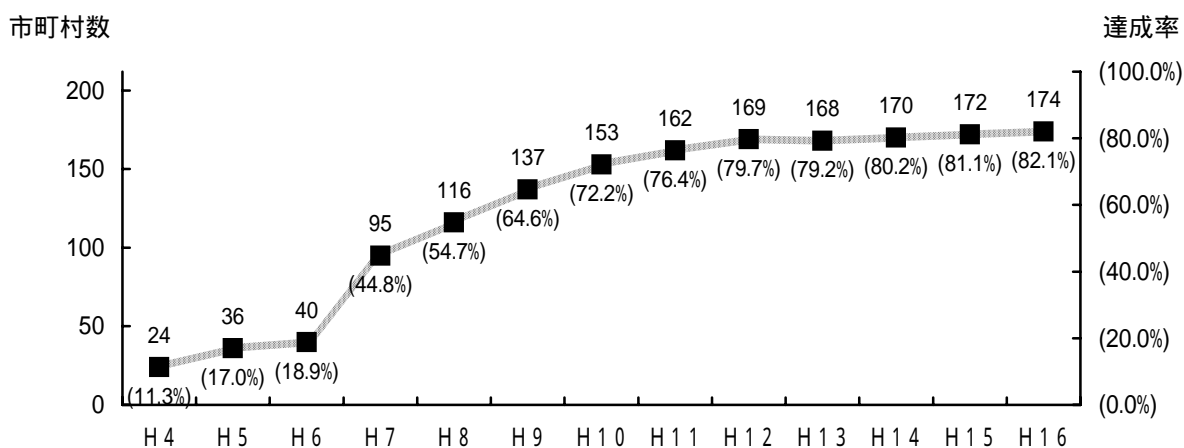
(1) 生涯学習推進計画・構想を策定している市町村数の推移



(2) 生涯学習推進本部等中心的組織を設置している市町村数の推移



(3) 生涯学習センター等中心的施設を設置している市町村数の推移



学ぶ 拓く 北の大地

- 第2次北海道生涯学習推進基本構想 -

平成17年2月

北海道生涯学習推進本部

(事務局：北海道教育庁生涯学習部生涯学習課)

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

TEL 011-231-4111(内線35-516)

FAX 011-281-1487

E-mail kyoiku.seigaku1@pref.hokkaido.jp

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.jp/hk-sgsko/suishinhonbu/index.htm>

